

## 認定健康心理士会 理事選挙規程

### 第1条（目的）

本規程は、認定健康心理士会（以下「本会」という）会則第14条に基づき、理事の選出を公正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条（選挙管理委員会）

- 1) 会則第14条に定める理事選挙の管理運営のため、選挙管理委員会（以下「委員会」という）を置く。
- 2) 委員会は、理事および監査役を除く一般社団法人日本健康心理学会の会員（正会員）で、認定健康心理士（健康心理士・専門健康心理士・指導健康心理士）の資格を有しない者の中から、会長が指名する若干名をもって構成する。
- 3) 委員長は委員の互選による。
- 4) 委員会は、選挙日程の決定、名簿作成、投票・開票、結果公表、異議申立ての処理等、選挙に関する一切の事務を行う。
- 5) 選挙事務は、一般社団法人日本健康心理学会事務局の所管とする。
- 6) 委員会は、選挙に関する一切の業務が終了した時点で解散する。

### 第3条（選挙人および被選挙人）

- 1) 選挙人は、選挙告示日において次のすべてを満たす者とする。
  - (1) 認定健康心理士（健康心理士・専門健康心理士・指導健康心理士）の資格を有する者
  - (2) 一般社団法人日本健康心理学会の会員（正会員）である者
- 2) 被選挙人は、前項の選挙人と同一とする。
- 3) 本会は立候補制を採用せず、選挙人名簿に掲載された全員を被選挙人とする。

### 第4条（選挙方法）

- 1) 選挙は無記名による投票とする。
- 2) 投票は単記式とし、選挙人は名簿に掲載された被選挙人の中から1名を選んで投票する。
- 3) 投票の方法、投票期間、投票システムの仕様等は委員会が別途定める。
- 4) 投票は、指定の年月日までに投票されたものを有効とする。

### 第5条（開票および当選者の決定）

- 1) 開票は委員会の立会いのもとで行う。
- 2) 理事の定数は8名とし、得票数の多い順に当選者とする。
- 3) 同数の場合は委員会が抽選により決定する。

4) 定数に欠員が生じた場合は、次点者をもって繰り上げ当選とする。

#### **第6条（就任承諾）**

- 1) 当選者には委員会より就任承諾の意思確認を行う。
- 2) 当選者が就任を辞退した場合は、次点者を繰り上げて承諾を求める。
- 3) 就任承諾は電子的方法により行う。

#### **第7条（任期）**

理事の任期は会則第16条に定めるとおり、1期2年とし、2期までとする。

#### **第8条（異議申立て）**

選挙結果に異議がある場合は、結果公表後7日以内に委員会へ申し立てることができる。委員会は速やかに審査し、理事会に報告する。

#### **第9条（規程の改正）**

本規程の改正は、会則第21条に定めるとおり、理事の過半数の議決により行う。

#### **附則**

本規程は、2026年2月28日より施行する。